

3 障害者支援施設(昼間実施サービス:自立訓練(生活訓練))

(1) 人員に関する基準

① 従業員の員数等	<input type="checkbox"/> 生活支援員 常勤換算方法で、前年度の利用者の数を6で除した数以上。 <input type="checkbox"/> 生活支援員の数は、1以上とする。 <input type="checkbox"/> 生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。 <input type="checkbox"/> 健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師)を置いている自立訓練(生活訓練)については、生活支援員及び当該看護職員の総数を、当該自立訓練(生活訓練)ごとに、常勤換算方法で、前年度の利用者の数を6で除した数以上とすることができる。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ一以上と* 利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。 <input type="checkbox"/> 利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)を行う場合は、生活支援員の上記の規定に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を置くものとし、その数は1以上。 <input type="checkbox"/> 従業員は、専ら当該自立訓練(生活訓練)の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。
② サービス管理責任者	<input type="checkbox"/> 1人以上は常勤の者であること。 <input type="checkbox"/> 利用者60人の範囲であり、宿泊型自立訓練と他の日中活動サービスのサービス管理責任者の兼務。 <input type="checkbox"/> 利用者60人の範囲であり、共同生活介護・共同生活援助のサービス管理責任者又は大規模事業所加配分のサービス管理責任者の兼務。 <input type="checkbox"/> 利用者に対するサービス提供に支障がなく、他の職種を兼務(ただし、兼務した職種の常勤換算に算入不可)
③ 施設長(管理者)	<input type="checkbox"/> 障害者支援施設ごとに1人。 <input type="checkbox"/> 社会福祉法第19条第1項各号のいずれか(社会福祉主事任用資格)に該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認める者でなければならぬ。 <input type="checkbox"/> 専らその職務に従事する者であること。 <input type="checkbox"/> ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の職務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(2) 定員に関する基準

① 定員	<input type="checkbox"/> 昼間実施サービスの生活介護と同基準を満たすこと。
------	---

(3) 設備に関する基準

① 設備及び備品	<input type="checkbox"/> 昼間実施サービスの生活介護と同基準を満たすこと。
----------	---